

# 雇用保険の適用関係の手続きについて

## 届出窓口について

これまで、船員保険（失業部門）の適用関係の手続き（新規適用船舶所有者届、船舶所有者氏名（名称）住所（所在地）変更届、不適用船舶所有者届等の船舶所有者に係る届出、被保険者資格取得届、被保険者氏名変更（訂正）届、被保険者資格取得届等の船員に係る届出）については、社会保険事務局または社会保険事務所に行っていたのですが、**施行日（平成22年1月1日）以後の雇用保険の適用関係の手続き**については、**船舶所有者の住所地を管轄する公共職業安定所**に届出を行っていただくこととなります。

## 必要な届出について

船員保険（失業部門）の統合に当たっては、**船員を雇用する事業**を新たに**雇用保険の適用事業**として、船員の雇用主である**船舶所有者**を**事業主**として、適用事業の事業主である船舶所有者に雇用される**船員**を**雇用保険の被保険者**として取り扱うこととなります。雇用保険における必要な届出については、基本的には、これまでの船員保険の届出契機と変わりません。御参考までに、主な届出について、これまでの船員保険との比較をすると、次のとおりとなります（主な**変更点**は**赤字**にしています。）。

届出契機	これまで (船員保険 (失業部門))		➔	これから (雇用保険)		
	届出書の名称	提出時期		届出書の名称	提出時期	主な添付書類
船舶所有者が保険に加入するとき (新たに船員を雇用する事業所を設置したとき)	新規適用船舶所有者届	10日以内		適用事業所設置届	10日以内	基本的には変わりません
船舶所有者が解散等したとき (船員を雇用する事業所を廃止したとき)	不適用船舶所有者届	そのとき		適用事業所廃止届	<b>10日以内</b>	基本的には変わりません
船舶所有者の名称・所在地が変わったとき	船舶所有者氏名(名称)住所(所在地)変更届	そのとき		適用事業所各種変更届	<b>10日以内</b>	<b>変更の内容が確認できる書類</b>
新規に船員を採用したとき	被保険者資格取得届 <b>(※)</b>	10日以内		被保険者資格取得届 <b>(※)</b>	<b>採用した日の属する月の翌月10日まで</b>	<b>船員手帳、労働条件通知書、賃金台帳、就業規則等</b>
被保険者が退職等したとき	被保険者資格喪失届 <b>(※)</b>	10日以内		被保険者資格喪失届 <b>(※)</b>	10日以内	<b>船員手帳、労働条件通知書、賃金台帳、就業規則等</b>
被保険者の氏名が変わったとき	被保険者氏名変更(訂正)届	そのとき		被保険者氏名等変更届	そのとき	<b>変更後の氏名が確認できる書類</b>

**(※)** これまでは、船員と陸上勤務間の異動があった場合には、船員保険の取得届・喪失届と雇用保険の取得届・喪失届をそれぞれ行っていたのですが、これからは、船員を雇用する事業と陸上勤務者を雇用する事業は別事業であるため、それぞれ船員を雇用する事業所と陸上勤務者を雇用する事業所ごとに雇用保険の取得届・喪失届を行っていただくこととなります。

なお、施行日前に届出を行っていただくべき届出が漏れていた場合には、年金事務所に遡及の届出を行っていただいた後、公共職業安定所において必要な手続きを行っていただくこととなりますので、その必要がないよう、**船員保険の必要な届出は、必ず、施行日前までに行っていただくようお願いします。**